

Ⅲ 障がい児・者福祉

1 障がい児・者福祉

障がい者福祉制度は、平成１５年度からノーマライゼーションの理念に基づいて「支援費制度」が施行された。平成１８年４月からは、障がい者が地域で安心して暮らせる社会を実現するために「障害者自立支援法」が施行され、更なる福祉サービスの充実が図られた。平成２４年には、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備が図られ、平成２５年４月に障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律「障害者総合支援法」に改正された。法律の基本理念には「基本的人権を享有する個人としての尊厳」を盛り込み、障がい者の範囲に難病が追加された。

障がい児福祉制度については、施設系は児童福祉法、事業系は障害者自立支援法と分かれて実施されてきたが、障がい児支援の強化を図るため平成２４年度より児童福祉法に一元化された。

(１) 障害者相談員

身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づき、身体障がい者及び知的障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする。平成２４年度より県から市へ委譲された。

① 身体障害者相談員（任期：令和５年４月１日～令和６年３月３１日）

	氏 名	住 所	電 話
1	藤 身 貴 一	米沢市中田町７９５番地の１７	37-2273
2	大 竹 雄 次	米沢市塩井町塩野２２８７番地の７ ３-３０６号室	—
3	高 橋 祐 三	米沢市中央１丁目１３番１４号 ６０１号室	21-1370
4	木 村 了	米沢市東大通３丁目８番９号	22-2686
5	齋 藤 定 雄	米沢市太田町４丁目１番１２８－８号	38-6115
6	我 妻 收 子	米沢市塩井町塩野７９８番地の５	21-6431
7	退 田 妙 子	米沢市六郷町桐原２８７番地	37-4479
8	山 田 記 子	米沢市中央２丁目６番６号 ５０２号室	090-9740-3382
9	佐 藤 登志男	米沢市諸仏町４８６６番地の６	38-3795
10	我 妻 次 雄	米沢市諸仏町３５８０番地の２	38-3375
11	清 水 潤	米沢市矢来１丁目３番６５号	22-8199

② 知的障害者相談員（任期：令和５年４月１日～令和６年３月３１日）

	氏 名	住 所	電 話
1	我 妻 みさ子	米沢市万世町牛森４８５０番地	28-6927
2	高 橋 美津子	米沢市花沢町３２４９番地	23-6893
3	山 口 好 江	米沢市吾妻町３番１６号	38-5150
4	佐 藤 美智子	米沢市城西２丁目３番３２号	22-6300

③ 相談内容及び件数

(R5 年度実績)

身体障害者相談員		知的障害者相談員	
身体障害者手帳	9	療育手帳	0
補装具	4	教育・学校生活等	60
日常生活用具	6	成年後見制度	2
更生・育成医療	5	福祉施設	93
福祉施設	7	障害年金・手当	0
障害年金・手当	2	介護保険	0
介護保険	2	生活福祉資金	0
生活福祉資金	0	障がい福祉サービス	5
税金	0	税金	0
保健・医療	0	保健・医療	29
結婚・育児	0	結婚・育児	0
就職・就労	13	就職・就労	4
対人関係	8	対人関係	10
虐待	0	虐待	0
その他	17	その他	191
計	73	計	394

(2) 手帳の交付

① 身体障害者手帳

各種福祉制度を受ける場合、税の控除、減免、J R、バス、タクシー等の運賃割引等各種の制度を利用するため交付するもので、平成 22 年 4 月から肝臓機能障がいも対象となっている。

ア 年度別身体障害者(児)手帳交付状況

		R 元年度		R2 年度		R3 年度		R4 年度		R5 年度	
		新規交付	年度末現在	新規交付	年度末現在	新規交付	年度末現在	新規交付	年度末現在	新規交付	年度末現在
視覚障害	18 歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	18 歳以上	11	172	5	163	8	173	22	179	11	160
	計	11	172	5	163	8	173	22	179	11	160
聴覚・平衡機能障害	18 歳未満	0	7	0	7	0	6	0	5	0	14
	18 歳以上	16	255	21	256	18	293	41	309	19	326
	計	16	262	21	263	18	299	41	314	19	340

し ゃ く 機 能 障 害 音 声 ・ 言 語 ・ そ	18 歳 未 満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	18 歳 以 上	4	36	3	38	4	46	5	53	3	50
	計	4	36	3	38	4	46	5	53	3	50
肢 体 不 自 由	18 歳 未 満	3	28	0	22	3	21	3	21	1	20
	18 歳 以 上	87	1, 819	55	1, 766	73	1, 901	95	1, 880	58	1, 861
	計	90	1, 847	55	1, 788	76	1, 922	98	1, 901	59	1, 881
内 部 障 害	18 歳 未 満	1	13	1	12	0	11	1	10	1	11
	18 歳 以 上	108	1, 099	105	1, 103	104	1, 200	181	1, 251	92	1, 255
	計	109	1, 112	106	1, 115	104	1, 211	182	1, 261	93	1, 266
計	18 歳 未 満	4	48	1	41	3	38	4	36	2	45
	18 歳 以 上	226	3, 381	189	3, 326	207	3, 613	344	3, 672	183	3, 652
	計	230	3, 429	190	3, 367	210	3, 651	348	3, 708	185	3, 697

イ 等級別身体障害者手帳交付台帳登載者数

障害名	年齢層	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視覚障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18～64歳	13	16	3	2	8	2	44
	65歳以上	28	50	7	11	16	4	116
	計	41	66	10	13	24	6	160
聴覚障害	18歳未満	0	4	10	0	0	0	14
	18～64歳	8	16	4	7	0	12	47
	65歳以上	14	40	35	83	2	102	276
	計	22	60	49	90	2	114	337
平衡機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18～64歳	0	0	1	0	0	0	1
	65歳以上	0	0	0	0	2	0	2
	計	0	0	1	0	2	0	3
音声・言語・そ しゃく機能 障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18～64歳	0	2	5	8	0	0	15
	65歳以上	1	6	21	7	0	0	35
	計	1	8	26	15	0	0	50

肢 体 不 自 由	上肢機能障害	18歳未満	5	0	2	0	0	0	7
		18～64歳	54	45	19	20	9	16	163
		65歳以上	130	114	46	35	37	20	382
		計	189	159	67	55	46	36	552
	下肢機能障害	18歳未満	0	0	0	1	1	2	4
		18～64歳	12	10	18	54	47	28	169
		65歳以上	25	35	158	386	233	85	922
		計	37	45	176	441	281	115	1,095
	体幹機能障害	18歳未満	1	0	0	0	0	0	1
		18～64歳	7	12	14	0	6	0	39
		65歳以上	25	26	35	1	30	0	117
		計	33	38	49	1	36	0	157
	脳 原 性 運 動 機 能	上肢機能障害	18歳未満	1	0	0	0	0	1
			18～64歳	11	4	5	3	0	24
			65歳以上	8	1	2	1	0	13
			計	20	5	7	4	0	38
		移動機能障害	18歳未満	5	2	0	0	0	7
			18～64歳	10	7	0	1	0	22
			65歳以上	2	1	4	0	2	10
			計	17	10	4	1	2	39
内 部 障 が い	心臓機能障害	18歳未満	6	0	2	3	0	0	11
		18～64歳	57	0	18	21	0	0	96
		65歳以上	434	6	114	96	0	0	650
		計	497	6	134	120	0	0	757
	じん臓機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
		18～64歳	97	0	1	1	0	0	99
		65歳以上	142	0	0	0	0	0	142
		計	239	0	1	1	0	0	241
	呼吸器機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
		18～64歳	2	0	3	1	0	0	6
		65歳以上	24	2	21	5	0	0	52
		計	26	2	24	6	0	0	58
	膀胱・直腸機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
		18～64歳	0	0	6	34	0	0	40
		65歳以上	1	0	5	153	0	0	159
		計	1	0	11	187	0	0	199
	小腸機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
		18～64歳	0	0	0	0	0	0	0
		65歳以上	0	0	1	1	0	0	2
		計	0	0	1	1	0	0	2

	免疫機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
		18～64歳	1	2	0	1	0	0	4
		65歳以上	0	0	0	0	0	0	0
		計	1	2	0	1	0	0	4
	肝臓機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
		18～64歳	3	0	0	0	0	0	3
		65歳以上	2	0	0	0	0	0	2
		計	5	0	0	0	0	0	5
合 計		18歳未満	18	6	14	4	1	2	45
		18～64歳	275	114	97	153	70	63	772
		65歳以上	836	281	449	779	322	213	2,880
		計	1,129	401	560	936	393	278	3,697

② 療育手帳

昭和48年9月に制定され、知的障がい児・者に対して、一貫した指導、相談を行うとともに、各種の福祉制度を受けやすくするために交付している。

障害程度		R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
A（重度）	18歳未満	23	21	19	16	19
	18歳以上	187	190	197	197	194
B（中・軽度）	18歳未満	61	53	54	57	57
	18歳以上	417	422	421	431	443
計		688	686	691	701	713

③ 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある方が、各種福祉制度を受けやすくするための手帳で、精神障がいのため長期にわたり、日常生活又は社会生活への制約がある方に交付している。

障害程度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
1級	104	103	97	94	93
2級	243	257	264	283	303
3級	152	167	176	186	199
計	499	527	537	563	595

（3）自立支援給付

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の基本理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく共生する社会を実現するため「介護給付」及び「訓練等給付」を実施する。

平成24年度からは相談支援の充実が図られ、計画相談支援の対象が障がい福祉サービス利用者全員に拡大され、さらに地域相談支援が新設された。

介護 給 付	居宅介護	障がいのある人に、居宅において入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由な人、又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有し、常時介護を要する人に、居宅において入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う。
	行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を要する人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の行動する際の必要な援助を行う。
	短期入所	居宅において、その介護者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障がいのある人について、短期間施設に入所し入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な支援を行う。
	同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援を行う。
	療養介護	医療の必要な障がいのある人で常時介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護等を行う。また、療養介護のうち医療に係るものを療養医療として提供する。
	生活介護	常時介護が必要な障がいのある人に、主として昼間において、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。
	施設入所支援	施設に入所している障がいのある人に対して、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。
訓練 等 給 付	自立訓練（機能訓練）	身体に障がいのある人又は難病等のある人に対し、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。
	自立訓練（生活訓練）	知的障がい又は精神障がいのある人に対し、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。
	宿泊型自立訓練	知的障がい又は精神障がいのある人に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の支援を行う。
	就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がいのある人に対し、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。

就労継続支援（A型）	通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する人に対し、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行う。
就労継続支援（B型）	通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人のうち、通常の事業所に雇用されていた障がいのある人であって、その年齢、心身の状態その他の事情により雇用されることが困難となった人及び、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されなかった人に対し、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行う。
自立生活援助	居宅において単身等で生活する障がい者につき、定期的な巡回訪問や随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行う。
共同生活援助	障がいのある人に、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。

① 訪問系サービス利用状況

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
居宅介護	1 5 2	1 5 7	1 7 1	1 8 0	1 8 5
重度訪問介護	7	4	3	2	4
同行援護	5	3	6	3	3
行動援護	0	0	0	0	0
計	1 6 4	1 6 4	1 8 0	1 8 5	1 9 2

② 日中活動系サービス利用状況

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
短期入所	7 7	5 2	6 0	6 3	6 5
療養介護	1 9	2 3	2 3	2 4	2 3
生活介護	2 3 4	2 4 1	2 3 9	2 3 8	2 5 4
自立訓練（機能訓練）	7	8	7	8	1 5
自立訓練（生活訓練）	1	1	1	0	0
宿泊型自立訓練	1	1	1	0	0
就労移行支援	2 2	2 2	1 3	9	1 2
就労継続支援（A型）	4 7	3 0	2 3	2 9	2 8
就労継続支援（B型）	4 2 4	4 4 7	4 6 0	4 5 4	4 7 2
自立生活援助	1	1	3	2	0
計	8 3 3	8 2 6	8 3 0	8 2 7	8 6 9

③ 居住系サービス利用状況

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
施設入所支援	1 3 0	1 2 9	1 2 6	1 2 9	1 3 9
共同生活援助（グループホーム）	1 5 7	1 5 3	1 5 1	1 5 1	1 7 3
計	2 8 7	2 8 2	2 7 7	2 8 0	3 1 2

④ 相談支援利用状況

ア 計画相談支援・障害児相談支援

自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、サービス等利用計画を作成する。

イ 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

施設や病院から地域へ移行するための相談や、地域で生活するための常時の連絡体制を確保し、必要な支援を行う。

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
計画相談支援	8 0 1	8 3 2	8 4 1	8 3 3	8 6 7
障害児相談支援	1 6 1	1 6 4	1 8 4	2 0 0	2 1 5
地域移行支援	6	4	2	0	1
地域定着支援	2	1	1	1	1
計	9 7 0	1, 0 0 1	1, 0 2 8	1, 0 3 4	1, 0 8 4

⑤ 障がい児通所支援事業

障がい児が身近な地域で通所により適切な支援を受けることができるようにする制度であり、平成24年度から児童福祉法に創設された。障害児通所支援の創設により、障害者自立支援法に基づく「障害福祉サービス」の1つであった児童デイサービスは、「障害児通所支援」の「児童発達支援」、「医療型児童発達支援」または、「放課後等デイサービス」に移行した。「医療型児童発達支援」は令和6年度の制度改正により、「児童発達支援」に一元化された。

令和2年度から、保育所等に通うお子さんについて、通い先の施設等を訪問して集団生活に適応するための専門的な支援や支援方法などを指導する「保育所等訪問支援」を開始した。

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
児童発達支援	3 3	2 8	4 9	5 6	5 5
医療型児童発達支援	1	1	1	0	0
放課後デイサービス	1 2 6	1 2 6	1 2 9	1 4 6	1 5 7
保育所等訪問支援		2 7	4 2	5 8	6 1

⑥ 補装具の給付

身体障がい児・者の失われた部位、欠陥のある部分を補って必要な身体機能を取り戻し、あるいは補うために用いられる用具（補装具）の交付及び修理を行う。

		R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
義肢	交 付	8	3	3	5	2
	修 理	6	1 3	9	1 4	9
装具	交 付	1 9	2 4	2 3	1 6	2 4
	修 理	1 2	4	4	5	6
座位保持装置	交 付	8	6	7	6	1
	修 理	1 2	7	1 2	6	9
立位保持装置	交 付	1	1	0	0	0
	修 理	1	0	0	0	0
盲人安全つえ	交 付	2	0	1	4	1
	修 理	0	0	0	0	0
眼鏡	交 付	3	1	0	3	4
	修 理	0	0	0	0	0
補聴器	交 付	2 8	3 0	3 9	4 6	3 4
	修 理	1 4	2 3	1 7	2 0	1 8
車いす	交 付	1 7	1 5	1 7	1 1	1 2
	修 理	2 5	2 3	1 5	1 9	1 9
電動車いす	交 付	0	2	1	1	1
	修 理	1 4	1 4	9	1 1	8
歩行器	交 付	0	0	5	1	0
	修 理	0	0	0	1	0
歩行補助つえ	交 付	1	1	1	1	3
	修 理	0	0	0	0	0
意思伝達装置	交 付	0	0	1	0	0
	修 理	0	0	0	0	0
座位保持いす	交 付	1	2	1	0	0
	修 理	0	0	0	0	1
起立保持具	交 付	0	0	1	0	0
	修 理	0	0	0	0	0
頭部保持具	交 付	0	0	0	0	0
	修 理	0	0	0	0	0
計	交 付	8 8	8 5	1 0 0	9 4	8 2
	修 理	8 4	8 4	6 6	7 6	7 0

(4) 自立支援医療給付

① 更生医療

身体障害者手帳を所持している１８歳以上の方で、手術などにより身体上の障害を軽減し、または機能の保持が保たれる見込みがある場合に医療の給付を行う。

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
視覚障害	0	0	0	0	0
聴覚・平衡機能障害	1	0	4	0	0
音声・言語・咀嚼機能障害	1	1	1	1	3
肢体不自由	2 8	1 1	1 8	1 4	1 4
内臓障害	心臓機能障害	5 4	4 6	6 2	7 2
	腎臓機能障害	1 6 1	1 7 2	1 9 0	2 0 6
	小腸機能障害	0	0	0	0
	肝臓機能障害	0	0	0	0
免疫機能障害	4	4	6	4	7
計	2 4 9	2 3 4	2 8 1	2 9 7	2 6 8

② 育成医療 ※平成２５年度より県から事務移譲

現に身体に障がいがある１８歳未満の児童で、障がいの程度を軽減し、または取り除いたりするための手術を必要とし、確実な治療効果が期待される場合に医療の給付を行う。

	R 元年度 受給者	R2 年度 受給者	R3 年度 受給者 (新規決定 者)	R4 年度 受給者 (新規決定 者)	R5 年度 受給者 (新規決定 者)
視覚障害	3	1	0 (0)	0 (0)	0 (0)
聴覚・平衡機能障害	1	1	0 (0)	0 (0)	0 (0)
音声・言語・咀嚼機能障害	7	6	5 (1)	5 (4)	4 (1)
肢体不自由	4	2	4 (2)	0 (0)	2 (1)
内臓障害	心臓機能障害	3	1	2 (0)	0 (0)
	腎臓機能障害	0	0	0 (0)	0 (0)
	小腸機能障害	0	0	0 (0)	0 (0)
	肝臓機能障害	0	0	0 (0)	0 (0)
	その他	1	0	0 (0)	2 (1)
免疫機能障害	1	1	2 (1)	2 (1)	0 (0)
計	2 0	1 2	1 3 (4)	7 (5)	1 7 (8)

③ 精神通院医療

精神的な疾病により通院を必要とする方に対し、治療上必要と認められる医療に対して医療の給付を行う。

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
精神通院医療	1, 3 5 6	1, 3 7 2	1, 3 7 9	1, 4 2 0	1, 4 2 9

(5) 地域生活支援

① 地域活動支援センター事業

障がいのある方が事業所に通い、創作的活動又は生産活動の機会提供、社会との交流の促進等を図る。

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
米沢ひまわりの家	2 1	1 9	2 1	2 0	2 0
ホープ米沢	1 0	1 1	1 5	1 5	1 2
米沢市社会福祉協議会	1 6	1 5	1 5	1 3	1 2
とまり木	4	3	5	7	1 2
計	5 1	4 8	5 6	5 5	5 6

② 手話通訳者設置事業

日常生活における意思の疎通を円滑に行うために、米沢市社会福祉協議会に委託、手話通訳者（令和4年度まで2名、令和5年度は1名）を配置し、障がい者の利便と福祉の増進を図る。

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
医療	1 3 7	1 7 1	1 9 4	1 7 3	1 1 5
教育保育	3	5	5	4	3
職業	0	0	1	0	0
手続き	1 1 4	9 2	8 7	1 0 9	2 1
生活	4 4 9	3 6 0	4 0 9	3 7 2	1 5 2
手話指導	1	0	3	1 3	4
相談	9	8	1 2	8	1 8
その他	2 3	9	1 3	1 7	1 4
市外者	1	2	4	8	1 7
緊急	1	2	1	3	4
計	7 3 8	6 4 9	7 2 9	7 0 7	3 4 8

③ 意思疎通支援者派遣事業

聴覚及び音声又は言語機能に障がいのある者が医療機関や就職の手続に事業所等に出かける場合意思疎通支援者を派遣し円滑な意思疎通を図る。

令和5年4月現在、手話奉仕員9名、要約筆記12名登録。

手話通訳	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
医療	1	0	0	1	1 0
教育保育	0	0	3	1	6
職業	0	0	0	0	0
生活	2	3	7	1 5	1 1
会議	3	2	1	0	1
行事	5	1	0	2	1 4
その他	7	1	7	4	6
計	1 8	7	1 8	2 3	4 8

要約筆記は、イベントの際に行った。(3回)

④ 移動支援事業

単独で外出することが困難な障がい者に対し、ガイドヘルパーを派遣し、目的地までの安全な移動を支援する。

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
利用者数	3 4	2 0	2 9	2 9	2 8
延べ利用者数	2 4 0	2 0 2	2 5 2	2 1 6	2 2 0
延べ利用時間	1, 6 1 7	1, 0 1 9	1, 2 1 7	9 2 2	9 7 3

⑤ 日常生活用具給付事業

在宅障がい(児)者に対し、本人や介護者の負担を軽減するための用具の給付を行っている。

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
特殊寝台	3	2	1	4	1
特殊マット	3	4	1	2	1
特殊尿器	0	0	0	0	0
入浴担架	0	0	0	0	0
体位変換器	1	2	0	1	0
移動用リフト	0	1	1	2	0
訓練いす	0	1	0	0	0
訓練用ベッド	0	0	0	0	0
入浴補助用具	2	2	4	3	2
便器	1	1	0	1	0
頭部保護帽	0	1	3	0	0
T字状・棒状つえ	3	0	2	2	3
移動・移乗支援用具	3	1	3	1	3
特殊便器	0	1	0	0	0
火災警報器	0	0	0	0	0

自動消火器	0	0	0	0	0
電磁調理器	0	0	0	0	0
歩行時間延長信号機用小型送信機	0	0	0	0	0
聴覚障がい者用屋内信号装置	0	0	0	0	1
動脈血中酸素飽和度測定器	1	2	0	0	1
透析液加温器	0	1	0	1	0
ネブライザー	2	4	6	4	0
電気式たん吸引器	7	5	5	7	4
酸素ボンベ運搬車	0	0	0	0	0
視覚障がい者用体温計 (音声式)	0	2	0	0	1
視覚障がい者用体重計	0	0	0	0	1
視覚障がい者用血圧計 (音声式)	0	1	0	0	1
点字ディスプレイ	0	0	0	0	0
点字器	0	0	0	0	0
点字タイプライター	1	0	0	0	0
視覚障がい者用ポータブルレコーダー	2	1	0	1	3
視覚障がい者用活字文書読み上げ装置	0	0	0	0	0
視覚障がい者用拡大読書器	3	0	2	1	1
視覚障がい者用時計	3	0	3	3	0
点字図書	0	0	0	0	0
聴覚障がい者用通信装置	0	1	1	2	0
聴覚障がい者用受信装置	0	1	0	0	0
携帯用会話補助装置	0	0	1	0	0
情報・通信支援用具	1	0	1	0	1
人工喉頭	4	3	4	1	2
ストマ装具 消化器系	1, 8 8 1	1, 9 4 0	1, 8 9 0	1, 9 4 6	1, 8 3 3
ストマ装具 泌尿器系	2 6 4	2 6 5	2 5 7	2 6 3	2 7 5
紙おむつ	2 4	2 4	2 3	2 4	2 4
収尿器	0	0	2	2	1
居宅生活動作補助用具	4	2	2	5	4

歩行支援用具	0	0	1	0	0
計	2, 2 1 3	2, 2 6 8	2, 2 1 3	2, 2 7 6	2, 1 6 3

⑥ 日中一時支援事業

障がい者の日中における活動の場を提供し、介護者の就労支援や休息を図ることを目的に実施している。

			R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
利用者数			1 3 2	1 3 6	1 5 0	1 5 2	1 5 6
内 訳	1 8 歳以上	人数	6 2	6 6	6 6	6 6	6 4
		回数	1, 3 5 5	2, 1 4 1	2, 0 7 8	2, 0 2 2	2, 5 1 7
	1 8 歳未満	人数	7 0	7 0	8 4	8 6	9 2
		回数	2, 8 9 5	3, 4 6 6	5, 9 1 5	5, 5 2 6	4, 9 6 1

(6) 自立に向けた施策

① 紙おむつ支給事業

心身に障がいのある方で、常時失禁状態にあり、市民税非課税世帯に対し支給。なお、市単独事業として、世帯全員の市民税額が 1 3 万円以下の世帯に対しても支給している。

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
支給人数	81	78	82	80	72
支給総額	4, 321, 117	4, 082, 042	4, 236, 991	3, 803, 662	3, 760, 755

② 福祉タクシー利用助成事業

重度障がい者の社会参加と生活圏の拡大に資する目的から、タクシーを利用した場合の料金の一部を助成し、経済的負担の軽減及び福祉の増進を目的に実施している。

対象者：身体障害者手帳 1 ～ 3 級の所持者（ただし、3 級にあっては、上肢及び聴覚障がいを除く。）

療育手帳〔A〕の所持者

精神障害者保健福祉手帳 1 級の所持者

助成額：タクシー券 2 6 枚交付

小型・中型車：5 0 0 円、大型車：6 0 0 円の助成／枚

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
助成対象人数	2, 341	2, 273	2, 238	2, 182	2, 356
助成券交付人数	827	747	769	727	667
利用枚数	9, 850	8, 721	9, 056	8, 122	7, 618
助成額	4, 928, 900	4, 356, 100	4, 529, 100	4, 066, 600	3, 818, 500

③ 自動車燃料費助成事業

重度障がい者の社会参加と生活圏の拡大を図るため、自動車燃料費の一部を助成し、経済的負担の軽減及び福祉の増進を目的に実施している。

対象者：身体障害者手帳１～３級の所持者（ただし、３級にあっては、上肢及び聴覚障がいを除く。）

療育手帳〔Ａ〕の所持者

精神障害者保健福祉手帳１級の所持者

ただし、自動車税又は軽自動車税の減免を受けている者に限る。

助成額：年間６，０００円（消費税込）上限

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
助成人数	155	166	159	171	190
助成額	929, 029	989, 936	952, 808	1, 025, 052	1, 138, 720

④ 訪問入浴サービス事業

家庭において入浴することが困難な身体障がい者に対して、訪問入浴車を派遣し、定期的に入浴サービスを提供します。

対象者：市内に住所を有し、在宅で生活する身体障害者手帳の交付を受けているものであって、入浴が困難な環境にあり、かつ、医師から入浴が可能であると認められたもの。

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
利用者数	7	5	4	4	3
利用回数	333	294	300	342	299
事業総額	4, 056, 000	3, 302, 208	3, 994, 200	4, 309, 200	3, 767, 400

⑤ 人工透析患者通院交通費助成事業

腎臓機能に障がい有する方の経済的負担の軽減及び社会参加促進を図るため、医療機関への通院に要した交通費の一部を助成。（交通費は、自家用車のガソリン代含む。）

対象者：生計中心者が所得税非課税世帯

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
利用者数	9 4	1 1 9	1 2 4	1 1 8	1 0 0
内 訳	前期利用者数	4 9	5 7	6 2	5 3
	後期利用者数	4 5	6 2	6 2	5 9

⑥ 在宅酸素療法者支援事業

医師の処方に基づいて在宅酸素療法を必要とする呼吸器機能障がい有する者に対し、酸素供給装置の使用に係る電気料金の一部を助成。

対象者：市内に住所を有する者で、呼吸器機能障がいによる身体障害者手帳（１，２級を除く）を所持し、かつ、現に医師の処方により在宅酸素療法を行っている者

助成金：月額１，６００円／人

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
利用者数	1 4	1 5	1 4	1 6	1 5
利用延べ月数	1 4 3	1 3 0	1 4 3	1 5 6	1 7 3

⑦ 自動車改造費、自動車運転免許取得費助成事業

重度の身体障がい者の社会復帰の促進を図るため、就労等に伴い自動車の運転免許の取得及び自動車の改造を行う場合に要した経費の一部を助成。

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
免許取得助成者数	0	0	0	0	1
自動車改造助成者数	1	3	0	0	1

⑧ 介護用自動車改造等助成事業

自動車を自ら運転することができない在宅の身体障がい者の社会参加の促進と、当該身体障がい者の介護者の負担軽減を図るため、車いす使用者に配慮した自動車への改造等に係る経費の一部を助成。

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
助成者数	0	0	0	3	0

⑨ 声の広報

文字を読むことが困難な重度の視覚障がい者に対し、市が発行する広報「よねざわ」を音訳したCDを配布。

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
配布者数	7	7	8	7	5

⑩ 軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業

難聴児の言語習得等の発達支援やコミュニケーションの向上を促進するため、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度及び中等度の難聴児に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成。（平成27年度～）

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
助成者数	1	3	3	0	1

⑪ 障がい者虐待防止支援事業

平成24年10月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、社会福祉課内に「米沢市障がい者虐待防止センター」を設置。センターの業務は、虐待の通報や届出の受理、相談・指導・助言、広報・啓発活動としている。社会福祉課の業務は、虐待の事実確認や立ち入り調査、被虐待者の保護のための居室の確保、養護者への支援等としている。

相談・通報受付件数			R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
身体障がい者	養護者から	身体的		1	1		
		心理的			1	1	
		放棄・放任				1	
		性的					
		経済的					
		計		1	2	2	
	施設従事者から	身体的					3
		心理的					2
		放棄・放任					1
		性的					
		経済的					
		計					3
	使用者から	身体的					
		心理的					
		放棄・放任					
		性的					
		経済的					
		計					
知的障がい者	養護者から	身体的	2	1	1	1	
		心理的	2			2	
		放棄・放任	1			1	
		性的					
		経済的	2			1	
		計	7	1	1	5	
	施設従事者から	身体的	1		1		3
		心理的	1			1	3
		放棄・放任					1
		性的		1			
		経済的					
		計	2	1	1	1	3
	使用者から	身体的					
		心理的				1	
		放棄・放任					
		性的				1	
		経済的					
		計				2	

精神障がい者	養護者から	身体的		2	1	1	
		心理的	1	2	3	1	1
		放棄・放任		2		1	2
		性的					
		経済的		1	1		1
		計	1	7	5	3	2
	施設従事者から	身体的			1		1
		心理的				1	2
		放棄・放任					
		性的					
		経済的					1
		計			1	1	2
	使用者から	身体的					
		心理的					
		放棄・放任					
		性的					
		経済的					
		計					
相談・通報件数合計			7	10	10	14	5
虐待と判断した件数			3	4	3	1	1

※被虐待者の障がい種別について、障がいを重複している場合は各々で計上。

⑫ 成年後見制度利用支援事業

ア 成年後見制度

「身寄りのない者」や「親族の協力が得られない者」については、成年後見制度の適切な利用を可能にするため「知的障害者福祉法」、「精神保健及び精神障害福祉に関する法律」に基づいて、米沢市長が後見開始の申立てを行っている。

		R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
精神	男	1	1	0	1	2
	女	0	0	0	0	0
知的	男	0	0	0	0	0
	女	0	0	0	0	0
計		1	1	0	1	2

イ 報酬助成

成年後見人等に係る報酬を負担することが困難である者については、成年後見制度の適切な利用を可能にするため、助成を行っている。

		R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
精神	男	0	0	2	0	0
	女	1	1	1	1	0
知的	男	0	0	0	0	0
	女	0	0	0	0	0
計		1	1	3	1	0

(7) 各種手当

① 障害児福祉手当

心身に重度の障がいがある20歳未満の方で、日常生活において常時介護を必要とする方に支給。認定基準は、概ね身障手帳1級か2級の一部、療育手帳Aと同等の障がいを持つ方。(所得制限あり。)

月額：14,850円、支給月：2月、5月、8月、11月

② 特別障害者手当

心身に最重度の障がいがある20歳以上の方で、日常生活において常時特別な介護を必要とする在宅の方に支給。認定基準は、国民年金法による障がい等級1級程度の障がいを重複して持つ方。(所得制限あり、また施設入所者または3か月入院している場合は除く。)

月額：27,300円、：支給月：2月、5月、8月、11月

③ 福祉手当(経過措置分)

20歳以上で、昭和61年3月31日現在、福祉手当の受給者であって、障害基礎年金と特別障害者手当に該当しなかった方に支給している手当。昭和61年4月から新規受付なし。(所得制限あり。)

月額：14,850円、支給月：2月、5月、8月、11月

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
障害児福祉手当	49	46	36	28	25
特別障害者手当	74	70	66	61	62
福祉手当(経過措置分)	0	0	0	0	0

④ 特別児童扶養手当(進達事務)

精神又は身体に重度の障がいのある20歳未満の児童を養育する父母等に支給。(所得制限あり、施設等入所者は除く。)

月額：1級52,400円、2級34,900円、支給月：4月、8月、12月

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
1 級	57	58	47	40	43
2 級	135	119	106	97	88

⑤ 重度心身障がい児養育手当

市単独事業で、満3歳以上、20歳未満の重度の障がい児を養育している方に支給。

(所得制限なし、施設入所者除く。)

月額：3,000円、支給月：1月、4月、7月、10月

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
受給者数	58	55	40	35	34

(8) 山形県心身障がい者扶養共済制度

障がいのある方を扶養している方が加入者となり、加入者に万一のことがあった場合、障がいのある方に生涯年金を支給。長期加入者や生活に困っている方には、掛金が免除。

① 加入要件

ア 心身に障がいがある方を扶養し、山形県内に住所のある方

イ 65歳未満の方

ウ 加入時病気や特別な障がいがない方

② 年金・弔慰金の額

ア 加入者が死亡、または高度障がい者となった場合、その月から被加入者に2万円／月の年金支給。

イ 加入1年以上で被加入者死亡した場合、弔慰金支給。

加入期間	1年以上5年未満	5年以上20年未満	20年以上
弔慰金額	50,000円	125,000円	250,000円

③ 掛金 平成20年4月以降に加入された方の掛金

加入時の年齢の区分	掛金月額	加入時の年齢の区分	掛金月額
35歳未満	9,300円	50歳以上～55歳未満	18,800円
35歳以上～40歳未満	11,400円	55歳以上～60歳未満	20,700円
40歳以上～45歳未満	14,300円	60歳以上～65歳未満	23,300円
45歳以上～50歳未満	17,300円		

④ 加入等状況

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
加入者	8	8	8	7	8
年金受給者	21	20	19	18	18

(9) 重度心身障がい(児)者医療給付 ※所得制限があります。

目的：重度心身障がい(児)者の医療費の負担を軽減し、福祉の向上を図る。

要件：・身体障害者手帳1・2級所持者

・特別児童扶養手当1級受給者

・公的年金各法の障害年金1級受給者

・療育手帳A所持者

・精神障害者保健福祉手帳1級所持者

- ・身体障害者手帳３級と療育手帳Ｂの両方の所持者
- ・特別障害者手当受給者

		R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
重度心身障がい(児)者医療	受給者（人）	652	627	651	639	674
	件数（件）	16,496	15,688	16,066	15,826	16,782
	給付額（円）	74,576,447	74,854,365	76,507,790	71,565,242	82,701,364
重度心身障がい(児)者医療(老人)	受給者（人）	770	803	801	804	853
	件数（件）	21,420	21,034	21,526	21,197	22,380
	給付額（円）	58,591,067	60,315,148	62,288,924	56,266,789	57,464,891

※扶助費から高額療養費の戻入及び医療費返納を差し引き、事務費を加えたものを給付額とする。

（１０）障がい者権利擁護研修会

地域住民や障がい福祉サービス従事者等を対象に、障がい者の権利擁護等に関する研修会を開催し、障がい者の虐待防止や権利擁護、養護者支援に関する周知・啓発を図る。

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
参加者数	208	101	99	80	74
内 容	演劇鑑賞、 条例制定記念講演会	演劇鑑賞、 講演会	演劇鑑賞、 講演会	講演会	講演会

（１１）障がい者スポーツ教室

障がい者の機能の回復や体力の維持増強、社会参加意欲を高めるとともに、障がい者と健常者の交流を図り、障がい者に対する地域の理解を深める。

R3 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
参加者数	99	49		35	66
内 容	ボッチャ、 卓球バレー	ボッチャ、卓 球バレー		ボッチャ	ボッチャ、 卓球バレー

※例年は１回開催だが、令和元年度は「米沢市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の制定に伴い、市民への周知啓発と障がい者の理解促進を図るため２回開催した。

（１２）障がい者芸術作品展

障がいのある人、障がいのある人と関わりのある人が、互いの交流を通して感じた感性を表現した独創的な芸術作品の創出や、芸術活動への取組みを通じて、障がいのある人の社会参加を促すとともに、様々な作品を観賞いただくことにより市民に広く障がいへの理解と啓発の推進を図る。（令和元年度から開催）

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
出展作品数	99	116	92	69	108
入場者数	1,027	658	526	661	733

(13) 障がい者就労施設等からの物品等の調達実績

障害者就労施設等からの物品等調達の推進等に関する法律に基づき、毎年度本市の物品等調達方針を定め、障害者就労施設等からの物品及び役務の優先調達の推進を図っている。

		R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
合計金額		2,865,698	2,571,771	2,894,205	3,292,649	4,023,654
内訳	物品	1,991,222	1,786,203	2,212,180	2,445,549	3,041,654
	役務	874,476	785,568	682,025	847,100	982,000

(14) 医療保護入院の市長同意

精神障がい者が、精神保健指定医の診察の結果入院が必要と認められ、本人の同意が得られず、家族等がいない、又は同意を得ることができない場合、市長が入院に必要な同意を行う。

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
同意件数	11	17	13	16	11

(15) 心身障がい児在宅福祉事業「親子ふれあい教室」

親子及び他の親子との交流を目的に、在宅の心身障がい児とその保護者を対象に研修やレクリエーションを年1回実施していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、令和2年度以降の開催を中止した。

	H30 年度	R 元年度
参加人数	13	6
事業内容	霊山こどもの村	国営みちのく杜の湖畔公園

(16) 障がい児通園事業「ひまわり学園」

昭和48年11月に開設し、障がい児通園施設として、在宅の心身に障がいのある就学前児童を対象に、身辺自立のための個別的及び集団的な指導訓練を実施してきている。市単独事業として、ひまわり学園内に言語障がいやことばの遅れ等に関する相談窓口と指導訓練教室を設け、専門職員が対応している。また、平成29年度より自主事業として就学前の発達障がい児及び診断等は受けていないが発達について気になる子ども並びにその家族等を支援するために発達障がい児等支援事業を実施している。令和3年度からは、児童発達支援センターとして位置づけ、地域の障がい児とその家族への支援の他、施設への助言等を行うなど、地域の中核的な療育施設となった。

① 沿革 昭和48年11月 開設

平成 4 年 4 月 米沢市社会福祉協議会へ管理委託

平成 6 年 増改築事業

平成15年 児童デイサービス事業所（支援費制度による）

平成18年 4月 米沢市社会福祉協議会を管理者として指定
 平成18年 4月 児童デイサービス事業所（障害者自立支援法による）
 平成24年 4月 児童発達支援事業所（児童福祉法による）
 令和 3年 4月 児童発達支援センター

② 開設日 月～金、週5回（休・祝日は除く）

③ 事業内容 児童発達支援事業、ことばの相談・指導訓練教室事業（相談・指導訓練）、
 保育所等訪問支援事業、発達障がい児等支援事業

④ 実施状況

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
児童発達支援事業	2 1	1 6	2 0	1 8	2 0
ことばの指導訓練教室事業	2 7	3 9	4 1	3 9	4 4
保育所等訪問支援事業		8	1 1	1 5	1 7
発達障がい児等支援事業	1 8	1 7	2 7	2 7	1 9

（17）「いこいの家」施設協力会運営事業

独立行政法人国立病院機構米沢病院重症心身障がい児施設入所者の家族、療育に従事する職員、活動に來所する奉仕者の活動並びに休息の場として提供している。

宿泊利用定員は6人で、利用資格は次のとおり。

- ア 重症心身障がい児施設入所者の家族
- イ 重症心身障がい児施設にあつて療育に従事する職員
- ウ 重症心身障がい児のための奉仕活動に従事する者
- エ その他会長が認める者
- オ 協力会運営費（令和元年度実績）

県補助金 296,000 円 市補助金 111,000 円

施設入所児一人当たり負担金 10,500 円（措置委託市町村負担）

「いこいの家」利用状況

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
日帰り	3 9 1	3 1	3 6	4 9	3 0
宿泊	1 6 4	1 6 7	1 2 9	1 1 2	2 0 7
計	5 5 5	1 9 8	1 6 5	1 6 1	2 3 7

（18）未就学児に係る山形県立こども医療療育センターの発達障がい初診受付

① 申込状況

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
人数	1 6	2 4	2 6	2 2	1 7

*H29 年度キャンセル1名と他市へ転出1名、R3 年度キャンセル1名含まれる。

② 受診状況

	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
人数 (当該年度申込者)	1 8 (5)	2 1 (1 0)	3 0 (1 6)	2 3 (1 4)	2 3 (1 4)

(19) ひきこもりサポート事業（NPO法人から・ころセンターへ委託）

多様化するひきこもり問題に対応するために、ひきこもり相談窓口の設置と周知、居場所の設置、訪問支援を実施する。(令和2年度から実施)

① 相談数

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
人数	18	29	53	109
延べ人数	157	211	157	499

② 居場所利用数

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
人数	27	31	41	51
延べ人数	493	625	730	941

③ 訪問支援

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
人数	3	7	14	15
延べ人数	18	15	43	77

④ 周知啓発

チラシ作成配布、ホームページ掲載（市及び委託事業所）